

令和4年12月21日(水)

## 令和4年第12回宮古島市農業委員会総会議事録

議 長： ただ今から、令和4年第12回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。  
出席委員は14名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則  
第11条により総会は成立しております。

議 長： それでは、日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名についてですが、宮古  
島市農業委員会会議規則第14条の規定にとり、議長から指名させていただくこ  
とにご異議ありませんか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、5番：玉元正助委員、6番：砂川佳弘委員にお願いいたします。  
なお、本日の会議書記には事務局職員の國仲恵常 調整官を指名いたします。

議 長： それでは、日程第2議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請につい  
て」を議題としますが、会議の運営上、有償移転、賃貸借権、使用貸借権、無償  
移転の順に説明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）  
について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は13件でございます。  
受付番号1番から13番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号1番から13番は、別紙参考資料1ページから13ページの調査書の  
とおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満た  
しております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議長：** ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

**議長：** 受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を1番委員をお願いいたします。

**砂川委員：**

受付番号1番の説明をいたします。場所は上野ガーラバル集落から嘉手苜集落向け600mと山根集落向け100mに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議長：** 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を2番委員をお願いいたします。

**奥濱委員：**

受付番号2番の説明をいたします。場所は砂川小学校の北側東山ファームポンドの東側300mに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議長：** 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を4番委員をお願いいたします。

**仲里委員：**

受付番号3番の説明をいたします。場所は西平名崎の宮古馬牧場の南側と狩俣中学校の北側200mに位置し、譲受人は畜産経営しながらサトウキビ栽培です。

**議長：** 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を8番委員をお願いいたします。

**喜屋武委員：**

受付番号4番の説明をいたします。場所は宮古島植物園の青少年の家の西側に位置し、譲受人は子供と一緒にの経営でサトウキビ栽培です。

**議長：** 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに補足説明を13番委員をお願いいたします。

**砂川委員：**

受付番号5番の説明をいたします。場所は宮古空港から下地線信号機向けに位置し、譲受人は養鶏とオクラ作栽培です。

**議 長：** 次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに補足説明を15番委員にお願いします。

**田名委員：**

受付番号6番の説明をいたします。場所は西城小学校より南東1kmの東山ファームポンドの北側に位置し、譲受人は50年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに補足説明を16番委員にお願いいたします。

**長濱委員：**

受付番号7番の説明をいたします。場所は佐良浜ファミリーマートから市営横嶽団地の東側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良5区推進委員にお願いいたします。

**砂川推進委員：**

受付番号8番の説明をいたします。場所は久松中学校から伊良部大橋向け北西に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野1区推進委員にお願いいたします。

**砂川推進委員：**

受付番号9番の説明をいたします。場所は上野給油所から宮國集落向け100m左側に位置し、譲受人は40年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号10番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地1区推進委員にお願いいたします。

**友利推進委員：**

受付番号10番の説明をいたします。場所は上野千代田陸上自衛隊宿舎から南西200mに位置し、譲受人は機械等も所有してマンゴー・カボチャ・オクラ作栽培です。

議 長： 次に受付番号 1 1 番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地 2 区推進委員にお願いいたします。

上地推進委員：

受付番号 1 1 番の説明をいたします。場所は上地構造改善センターの南側に位置し、譲受人は 1 5 年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号 1 2 番と 1 3 番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部 1 区推進委員にお願いいたします。

長嶺推進委員：

受付番号 1 2 番と 1 3 番の説明をいたします。場所は隣接していますので併せて説明します。場所は伊良部結の橋学園から南側 5 0 0 m に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第 1 号中、「農地法第 3 条の規定による許可申請（有償移転）」受付番号 1 番から 1 3 番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に、議案第 1 号中、「農地法第 3 条の規定による許可申請（賃貸借権の設定）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第 3 条の規定による許可申請（賃貸借権の設定）は、7 件でございます。受付番号 1 4 番から 2 0 番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号14番から20番は、別紙参考資料14ページから20ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議 長：** ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

**議 長：** 受付番号14番と15番の現地調査の結果ならびに補足説明を1番委員をお願いいたします。

**砂川委員：**

受付番号14番の説明をいたします。場所はテマカヒルツからガーラバル集落へ、集落の南側に位置し、譲受人は10年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**砂川委員：**

受付番号15番の説明をいたします。場所は宮國集落からガーラバル線の間中に位置し、譲受人は機械等も所有し、畜産経営しながらサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号16番の現地調査の結果ならびに補足説明を12番委員をお願いいたします。

**久保委員：**

受付番号16番の説明をいたします。場所は福山の真喜屋精神・神経科の南西に位置し、譲受人は機械等も所有して人参・タマネギ等の野菜栽培農家です。

**議 長：** 次に受付番号17番の現地調査の結果ならびに補足説明を13番委員をお願いいたします。

**砂川委員：**

受付番号17番の説明をいたします。場所は市営川満団地から久松集落向け海岸線の300m右側に位置し、譲受人は機械等は親戚の機械を使用してサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号18番・19番・20番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良5区推進委員をお願いいたします。

**砂川推進委員：**

受付番号18番と19番は隣接しているので併せて説明いたします。場所は松原集落から下地線向け300m左側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**砂川推進委員：**

受付番号20番の説明をいたします。場所は宮古島市役所から狩俣採石場の間に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議 長：** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

**委 員：** 質疑なし

**議 長：** 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（賃貸借権の設定）について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

**委 員：** 異議なし

**議 長：** ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

**議 長：** 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（使用貸借権の設定）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

**松川事務局：**

今月の農地法第3条の規定による許可申請（使用貸借権の設定）は、1件でございます。受付番号21番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号21番は、別紙参考資料21ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明を2番委員にお願いいたします。

奥浜委員：

受付番号21番の説明をいたします。場所は下南公民館から西側500mに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（使用貸借権の設定）」受付番号21番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）は5件でございます。受付番号22番から26番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号22番から26番は、別紙参考資料22ページから26ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）」受付番号22番から26番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第2議案第1号は原案どおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第3議案第2号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は、4件でございます。受付番号1番から4番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号1番・2番・3番の現地調査の結果ならびに補足説明を事務局をお願いいたします。

川満事務局：

受付番号1番の説明をいたします。場所は真謝漁港から南西700mに位置し、譲受人は農地中間管理機構での賃貸借です。

受付番号2番の説明をいたします。場所は下地中学校から南東900mに位置し、農地中間管理機構での賃貸借です。

受付番号3番の説明をいたします。場所は川満漁港から北東1kmに位置し、譲受人は農地中間管理機構での賃貸借です。

受付番号4番の説明をいたします。場所は長北海岸から南側2kmに位置し、譲受人は農地中間管理機構での賃貸借です。

**議長：** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

**委員：** 質疑なし

**議長：** 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

**委員：** 異議なし

**議長：** ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

**議長：** 次に、日程第4議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

**川満事務局：**

今月の農地利用集積計画（所有権移転）は3件でございます。受付番号1番から3番を説明いたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議長：** ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号 1 番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺 5 区推進委員にお願いいたします。

狩俣推進委員：

受付番号 1 番の説明をいたします。場所は沖縄県農業研究センターから上区集落向けの下北団地の南東に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号 2 番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺 6 区推進委員にお願いいたします。

友利推進委員：

受付番号 2 番の説明をいたします。場所は砂川保育所の北側に位置し、譲受人は 2 夫年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号 3 番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地 3 区推進委員にお願いいたします。

高原推進委員：

受付番号 3 番の説明をいたします。場所は与那覇サニツ浜公園から西側 5 0 0 m に位置し、譲受人は機械等も所有してカボチャ作栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入りますが、7 番・砂川明寛委員に関する事項があるため、宮古島市農業委員会会議規則第 1 2 条「議事参与制限」により、一時退席をお願いいたします。質疑・採決の終了後に入室・着席をお願いいたします。

《 7 番委員退室 》

議 長： 改めまして、これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第 3 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
7 番委委員の入室・着席を認めます。

《 7 番委員入室・着席 》

議 長： 休憩します。

休 憩：

議 長： 再開します。

議 長： 次に、日程第 5 議案第 4 号、「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

上地事務局：

今月の農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請は、1 件でございます。  
受付番号 1 番の説明をいたします。

( 内容省略 )

以上、受付番号 1 番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第 4 条第 2 項各号及び農地法施行規則第 4 7 条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号 1 番の現地調査の結果ならびに説明を 2 番委員にお願いします。

奥浜委員：

現地調査報告をいたします。日時は令和 4 年 1 2 月 5 日 ( 月 ) に調査員として、4 番：仲里委員、芳山会長、事務局の渡真利局長、上地次長、前泊調整官、仲間さんの 7 名で調査し、日程として午前 9 時 3 0 分から午後 3 時 5 0 分まで現地調査、午後 4 時から 4 時 3 0 分まで事務局にて調査内容調整会議、1 2 月 1 2 日の内部審査会での 4 条申請 1 件、5 条申請 7 件、合計 8 件の調査内容の結果、特に違反等は見受けられませんでした事を報告します。

奥浜委員：

受付番号 1 番の説明をいたします。場所は狩俣集落センターの南側 1 9 2 m に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第 1 種農地、一団周辺農地が概ね 1 0 h a 以上の規模の一団の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第5議案第4号は原案どおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第6議案第5号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

上地事務局：

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、7件でございます。受付番号1番から7番の説明をいたします。

( 内容省略 )

以上、受付番号1番から7番は参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を2番委員をお願いいたします。

奥浜委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は久松小学校の東側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、その他宅地・段差等に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を2番委員をお願いいたします。なお、この案件は事業計画変更を伴う案件となります。

奥浜委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は昭和セル（城辺給油所）から南側100mに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地（4割街区）街区に占める割合が4割を超える区画内の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を4番委員をお願いいたします。なお、この案件は事業計画変更を伴う案件となります。

仲里委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所はバイパス通りのJA給油所の北側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地（用途地域）都市計画法上の用途地域内にある農地（第2種中高層住居専用地域）と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を4番委員をお願いいたします。

仲里委員：

受付番号4番の説明をいたします。山中公民館の西側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地一団、周辺農地が概ね10ha以上規模の一団の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に張ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を4番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は長浜公民館の西側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地（4割街区）街区に占める割合が4割を超える区画内の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を4番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は沖縄トヨタ自動車工場の裏側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地（用途地域）都市計画法上の用途地域内にある農地（第1種中高層住居専用地域）と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： 語義ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明を4番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は久松五勇士塔の西側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地その他、宅地・保安林等に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 日程第6議案第5号は原案どおり決定いたしました。

議長： 次に、日程第7議案第6号、「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の非農地証明額は、5件でございます。受付番号1番から5番の説明をいたします。

( 内容省略 )

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を4番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号1番の説明をいたします。10月7日に平良地区農地パトロールを行い、場所は松ヶ原ゴルフ場の東側約150mに位置し、周囲は農地と雑種地に囲まれている。当地は宮古島市が施工した道路用地残地として長年、農地利用がなく、今後も利用計画がないことから非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を4番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は元サンエー・カママヒルズ食品館の東側約180mに位置し、首位は宅地となっている。当地は本土復帰以前から建物があり、農地としての利用がないことから非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を15番委員にお願いいたします。

田名委員：

受付番号3番の説明をいたします。12月2日に城辺地区農地パトロールを行い、場所は友利集落センターの北側に位置し、集落内であることから周囲は宅地となっている。当地は長年農地利用がなく、今後も利用計画がないことから非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を上野2区推進委員にお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号4番の説明をいたします。12月15日に上野地区農地パトロールを行い、場所は上野ドイツ文化村の北西に位置し、宮古島市が施工した道路用地の残地として長年利用されていない農地となり、今後も農地利用計画がないことから非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

議 長： 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号5番の説明をいたします。12月19日に下地地区農地パトロールを行い、下地地区の市営洲鎌団地の西側に位置し、周囲は宅地となっている。当地は長年農地利用がなく、今後も利用計画がないことから非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第7議案第6号は原案どおり決定いたしました。

議 長： 以上で、本日の議案・報告の審議は、すべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

(委員会規則に基づく発言等)

宮古島市農業委員会会議規則第21条(委員の発言)

はい、12番委員

久保委員：

先日の女性推進会議で会議担当者から、タブレットでの意向調査等の活用についての話し合い等がありましたが、宮古島市農業委員会ではどのような対策を考えていますでしょうか。

松川事務局：

今回の事業で取り組んでいます。予算の確保も確認してありますので、宮古島市農業委員会としてもタブレットによる意向調査等も取り入れる対策に取り組んでいます。

議 長： 外に発言等はありませんか。

委 員： 発言なし

議 長： 発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、以上をもちまして、令和4年第12回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会

令和4年12月21日

会 長 芳 山 辰 巳  
5 番 委 員 玉 元 正 助  
6 番 委 員 砂 川 佳 弘